

平成 17 年度 第 12 回官業民営化等WG・第 26 回市場化テストWG
追加資料要求項目（文部科学省）

ヒアリングを行った貴省所管の独立行政法人について、下記のとおり追加資料・追加質問項目の提出をお願いいたします。なお、今後、当会議において引き続き市場化テストを含む民間開放の推進について検討を深めていくこととしており、その議論を踏まえ、追加質問などを行う場合があることを念のため申し添えます。

○ 国立美術館、国立博物館、文化財研究所

1．ヨーロッパの先進諸国では、基本的に民営化・民間開放の流れが進んでおり、ご回答いただいた追加資料の中でも、国立美術館、博物館の運営主体として、フランスでは直轄から公共企業体に、ドイツでは財団法人（または有限会社）が、さらにオランダの場合には「国立美術館自立法」に基づく財団法人がその運営にあたっていることが示されている。こうしたヨーロッパ諸国で国立美術館・博物館等の運営に携わっている法人と我が国における独立行政法人との異同について、より詳細に調査の上、ご教示願いたい。

特に、独立採算といいながら、最終的に財政が国に保証されている我が国の独立行政法人に対して、これら法人の採算が完全に独立しているかどうか等について確認の上、貴省にとっての都合の良し悪しを斟酌せず、民営化の先進事例に倣い、どうすれば民営化が進むのかという観点から整理されたい。

2．英国の王立武具博物館の事例について、貴省の資料では、PFIでスタートしながら、あたかも国の関与が元に戻ったかのような表現になっているが、事実はそうではなく、破綻した後、リストラを行い、民間事業者が持っている権益と公共の在り方について再構成がされているはずである。

事実関係を再度、正確に調査し、改めて貴省から説明をお伺いしたい。

3．中国・韓国などのアジア諸国において、民間の美術館・博物館といったものが存在するのか、また、国立の美術館・博物館との間の役割分担はどうなっているのか（例えば、競合関係にあるのか、何らかの補完関係にあるのか等）について、歴史的な経緯も含めて調査の上、ご教示願いたい。

4．今回いただいた資料では、美術品の貸借に係る国による補償制度の問題についての各国の状況について説明がなされているが、1次ヒアリングの際に保険について議論となった論点は、各国が自らの貴重な国家財産である収蔵作品等に対して保険をかけているかどうかという点についてのものだったはずである。

改めて、欧米の先進諸国が自ら所蔵している作品等について保険をかけているのかどうかについて調査の上、ご教示いただきたい。

5．国立美術館、博物館、文化財研究所の研究員の学位の取得状況を見ると、博士号の取得者の割合が最も高い文化財研究所でも 31%（28/90）国立美術館にいたっては、60 名のうちの 1 名しかいないなど、欧米ではとても信じられない低さである。

貴省では、修士・学士は研究者として 1 人前ではないと位置付けておられるはずであり、このような現状を踏まえて、なお各法人の研究体制が国内で他に比類するものがない専門家集団であり、かつ独立行政法人という組織形態でなければ、これを維持することができないと貴省が主張されるのであれば、改めてその根拠について貴省の見解をお伺いしたい。

また、資料に記されている各研究者の研究実績である論文に関して、レフェリー（匿名の審査者）が付けられている論文が、累計で何本あるのか、ご教示いただきたい。

6．上記のとりの研究者の状況において、オン・ザ・ジョブでトレーニングされることによって、法人の機能が維持されているというのであれば、民間にも十分、これに耐えうる人材は存在すると考えられるが、なぜ民間に開放することは困難であると主張されるのか、貴省の見解をお伺いしたい。

○ 科学技術振興機構

1．科学技術振興調整費によりなされた研究が科学技術の振興にどのように寄与したのか、また、社会的にどのような成果（効果）を挙げたか（例えば、実践的な研究であれば、それが応用技術に結実して社会に普及した等）について、把握できる範囲で具体的な事例を示されたい。

貴省は、ヒアリングの中で、基礎的・基盤的研究が多いため、成果が現れるのに長い時間が必要であるという主張をされていたが、実際に社会技術や社会政策などの実践的な成果が即効的に求められる特別枠も設けられているはずであり、そうした範疇での成果は把握されていると思料するが、貴省の見解をお伺いしたい。

2．基礎的・基盤的な研究の成果を評価するためには、長期的なスパンからの視点が必要であることは理解できるが、例えば 20 年等といった長い時間が経過した後、どのようなベンチマークをもって、どのようなシステムにより個別の研究成果を評価する仕組みが決まっているのか、その仕組みをご教示願いたい。

その際、そうした研究結果の評価を行う総合的な機能を仮に「総合科学技術会議」が担っているとしても、貴省と J S T が担当され、研究費の配分を行ったものの成果に関する評価手法については、当然、貴省から責任をもった回答がなされるべきであると考えられるが、貴省の明確な見解をお伺いしたい。

なお、ヒアリングの中で、「総合科学技術会議」が定めている大綱的指針に基づき、文部科学省が策定している評価指針において、長期的な視点から、終わってすぐではなく、ある程度の期間が経過してから研究成果を評価することの重要性をうたっているとの説明があったが、現時点で、研究成果の長期的な評価手法・基準についてどのようなことが決まっているのか、これに関する資料の提出をお願いしたい。

3．当会議では、国や公共が市場・民間活動に関与する場合には、公共経済学の視点から、市場の失敗としての外部性、価値財性、市場の失敗としての情報の非対称性といった状況が明確に存在し、その是正を図る上で当該関与が必要十分であることが客観的かつ合理的に説明できることが必要と理解しており、同時に、公共の側には、その関与が正当なものであると主張する限り、それを国民に明白な形で客観的かつ合理的に説明すべき義務があるものと認識している。

この観点から、科学技術振興調整費の配分業務をなぜ民間に任せると市場の失敗が起こるのか、公共として関わらなければならない必要十分条件は何なのかについて、貴省の見解をお伺いしたい。

また、その際には、『内閣府の「総合科学技術会議」の基本方針に従って、法人に事務を委託しているものであり、一義的に回答すべき立場にはない』というようなスタンスではなく、あくまでも貴省として責任ある回答をお願いしたい。

4．科学技術振興調整費の配分が適正に行われ、その結果、社会的にも最大限の効果を生むことを可能とするためには、その前提として、当該研究費を受けて行われる研究の審査、事後評価に際して、適切なチェックが行われることが必要である。

こうした観点から、前回のヒアリングの追加質問項目において、審査・事後評価を行う担当者が、その分野の研究を審査、評価するに値する適格性を有しているかどうかを確認するため、その学歴・学位・専門分野・研究実績等を明らかにし、具体的に論証されるようお願いしたところである。

議事録においても、この資料要求に対して貴省が了解されたことは確認できており、また、貴省所管の他の独立行政法人について、同様の追加資料をお願いしたところ、正確な資料をいただいております。同一省内の整合性を図られる観点からも、早急に作業のうえ、資料の提出をお願いしたい。

なお、貴省は、当該資料に関して、『内閣府の「総合科学技術会議」の方針に従って決めているだけで、それ以上のものはない』と主張されるが、当会議は、規制改革・民間開放の必要性を見極める観点から、当該業務を貴省及びＪＳＴが行っていることの妥当性を責任をもって審査しているものであり、実際の業務を担われている当事者として、責任ある対応をお願いしたい。（個人情報保護の観点から、氏名は明らかにしなくてもよいが、研究テーマごと（チーム単位等）の関連が分かる形でご教示願いたい。

5．国や公共が市場・民間活動に関与する場合の条件については、上記１において述べたところであるが、毎年度、収入の２億に対して支出が約３０億円という収支的に完全な赤字である「日本科学未来館」について、その赤字を国費で補填することの合理性、及びどこに市場の失敗があるのかについて、貴省の見解をお伺いしたい。

6．現時点において、市場化テストを含む民間開放に関する検討ができない理由として、ヒアリングの中で、中期計画の目標年次が終了していない旨を理由にされたご発言があったが、当会議としては、「独立行政法人の評価委員会が認めた中期計画の期間中は聖域であり、サービスの効率

化に係る業務の見直しを行うことは制限される」などとはまったく考えていない。

業務に関して不断の見直しを行い、常にサービスの効率化を図っていくことが公共の責務であり、こうした観点から、中期計画の期間中であっても、各業務に関する市場化テストを含む民間開放の可能性について、真摯に検討すべきであると考えているが、貴省の見解をお伺いしたい。